

第五十八回 参議院石炭対策特別委員会會議録第六号

昭和四十三年五月八日(水曜日)

午後一時二十五分開会

委員の異動

四月二十四日

片山 武夫君

補欠選任 向井 長年君

五月八日

高橋雄之助君

補欠選任 近藤英一郎君

宮崎 正義君

北條 雋八君

出席者は左のとおり。

委員長

光村 基助君

理事

吉武 恵市君

委員

小野 明君

井川 伊平君

石原幹市郎君

沢田 一精君

近藤英一郎君

徳永 正利君

西田 信一君

柳田桃太郎君

阿部 竹松君

大河原 次君

北條 雋八君

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省石炭局長

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

本日の會議に付した案件

○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院近付)

○委員長(光村基助君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

去る四月二十四日、片山武夫君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任され、本日、宮崎正義君及び高橋雄之助君が委員を辞任され、その補欠として北條雋八君及び近藤英一郎君が選任されました。

○委員長(光村基助君) 次に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日はまず、その補足説明を聴取いたします。中川政府委員。

○政府委員(中川理一郎君) 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明をさせていただきます。

鉱害対策につきましては、国土の保全、民生安定の見地から、政府は従来から、一方において鉱害基金を設けて鉱害賠償担保の積み立て及び鉱害賠償資金の融資等を行なわせるとともに、他方において鉱害が多発しております九州、山口、東海及び常磐の四地域に鉱害復旧事業団を設けて、鉱害復旧事業を行なわせる等、鉱害の早期処理につとめてまいりました。本年度予算におきましては、鉱害復旧につきましては、九十五億五千百万円の復旧事業を行なうため六十九億四千八百百万円の補助金を要求したほか、鉱害基金の復旧資金等の融資につきましても出資金一億円、財政融資十九億円等を要求いたしまして三十億円の融資を行

なうこととする等、鋭意鉱害対策を推進しております。

しかしながら、御承知のとおり石炭鉱山の相次ぐ閉山とともに、無資力鉱害が激増する等、鉱害問題は、一そう深刻化しているのが実情でございます。今、総合的かつ強力な鉱害処理体制を確立するとともに、鉱害賠償に関する紛争を迅速かつ円滑に解決するための裁定制度を設けることといたしまして、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を提案した次第でございます。

改正点の第一は、鉱害基金と鉱害復旧事業団を統合いたしまして石炭鉱害事業団とすることとし、新事業団は、現在鉱害基金が行なっております鉱害賠償の担保の管理及び鉱害賠償資金等の融資の業務と、現在鉱害復旧事業団が行なっております鉱害の計画的な復旧に関する業務を総合的に行なうこととしたことでございます。

鉱害基金と鉱害復旧事業団とを統合することとしたのは、鉱害被害者と賠償義務者を中心として構成されている現行の鉱害復旧体制を改めまして、公共の見地から総合的、計画的な鉱害復旧の促進をはかるとともに、鉱害基金の融資業務と鉱害復旧事業団の鉱害復旧業務とを統合いたしまして、統一的な鉱害処理をはかる必要があるからでございます。

改正点の第二は、鉱害の賠償に関する紛争が生じ、鉱害復旧の促進のためその解決が必要な場合等におきましては、通商産業省に置かれております地方鉱業協議会の裁定を行なうことができることとしたことといたしております。

石炭鉱害事業団が鉱害復旧事業を行なうためには、復旧費の負担区分に関する賠償義務者の同意及び復旧工事の内容に関する被害者の同意を得ることが必要とされておまして、そのためには当該地域内における鉱害の賠償に関する紛争をあら

じめ解決しておくことが必要であります。従来、鉱害の賠償に関する紛争につきましては、簡易迅速かつ効果的な方法がなかったため、その解決に長期間を要し、これがため鉱害復旧事業促進の見地から、通商産業大臣が指定した地域内等に生じている鉱害の賠償に關して地方鉱業協議会による裁定制度を設けた次第であります。

以上、この法律案につきましまして補足的に御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(光村基助君) なお、本案は、衆議院において修正されておりますので、続いてその修正点の説明を承りたいと存じます。中川政府委員。

○政府委員(中川理一郎君) 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案に対しまして、衆議院石炭対策特別委員会の修正がございす。私から修正の趣旨及び理由をお伝えいたしたいと思ひます。

衆議院石炭対策特別委員会の田中委員の修正動議の提案理由及び要旨から引用させていただきますと、修正の要旨は、「今回の改正案により創設される石炭鉱害事業団の役員の中に専務理事を一名置くことになっておりますが、本修正案は、これを副理事長に改めるといふことであります。」

また、その理由といたしまして、「当該事業団は本部を東京に置くことになっておりますが、御承知のとおり、鉱害の大部分は北九州に発生いたしておりますのが現状であります。かかる事態に照らし、当該事業団の業務を円滑に推進するため、理事長と同等に近い責任者を九州に置くことが強く要望されますので、専務理事を副理事長に改め、北九州の鉱害に対する実務を行ないやすくせしめようというのが、本修正案を提出した理由であります。」

以上、田中委員の修正動議のことばを引用いたしましたわけでございます。以上が本改正案の修正の要旨及び理由であると承知しております。

○委員長(光村基助君) 以上で説明を終りました。それではこれより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○小野明君 先ほどの技術対策が実施をされますときに、鉱害処理につきましても同様な計画が立てられておったと思うのであります。そこで、その際お聞きをいたしておったのでありますが、たしか昭和四十五年までに残存鉱害というものが処理をされる計画であつたと思うのであります。そういう計画が今日どのようになっておるのか、それをまず伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 昭和四十一年七月二十五日の石炭鉱業審議会の答申によりまして、鉱害復旧長期計画の策定という項目がございまして、計画期間を昭和四十二年度から昭和四十六年度までの五カ年間で、不安定鉱害の安定を待つて処理すべき一部の有勢力安定鉱害を除き、その他のすべての安定鉱害はおおむねこの期間内にその処理を完了する。なお民生安定の観点から計画期間の前半は終閉山鉱害の処理に重点を置く、かように答申をされたわけでございます。通産省といたしまして、この答申を受けまして、先ほど改正の補足説明にも申しましたように、鉱害復旧に鋭意努力をいたしてきた状況でございます。昭和三十九年度末の時点におきまして把握しております残存鉱害量は、当時の価格で六百七十二億円という額でございます。その後昭和四十年年度から昭和四十二年度までに百七十億円の復旧をいたしました。昭和四十三年度におきましては、ただいま申しましたように九十六億円の復旧をすることに計画をいたしておるわけでございます。したがって、残りの残存鉱害量をこの答申の趣旨からいたしますと、四十六年度までに完成しなければいけない、こういうことに相なるわけでございますが、三十九年度末における残存鉱害量とい

うものを六百七十二億円と申しましたが、これは当時の価格でございます。現在の時点あるいはこれから先の時点でこの復旧をいたそうとしたしますと、物価上昇等がございまして、金額的にはこれよりふくらむことは確実でございます。また他方このとき把握しておりました鉱害量と比べて、その後新たな鉱害量の把握というものをやってみますと、この時点で見ましたものよりも別のものがまだあるというふうなことも出てきておりました。これらを正確に把握するためには鋭意努力をいたしておりますけれども、かなりの残存鉱害量が四十四年以降もまだある、こう理解しなければいけないだろうと考えておるわけでございます。したがって、目下のところは早急に残存鉱害量を正確に把握いたしまして、計画的な復旧をはかっていくという気持ちでおります。四十六年度内に完全に処理し得るかどうかという点につきましては、この調査を進める過程において漸次明白になっていくかと思ひますが、率直に言わせていただきますと、ある程度の事業の伸びを考へて処理をいたしていきましても、かなりのものが、いまのテンポで進みますと残るのではなからうかという感じがいたしておるのが状況でございます。

○小野明君 ところが大体九十五億ということになっておりますと、やっぱり当初計画をいたしておりました四十六年度ですかね、これにはやはり二百億ばかり足りない、三十九年の調査でもそういう結果になっておるわけですね。そうしますと、いま局長も言われますように、三十九年末に調査をいたしました六百七十二億、この数字に間違いはないか。そうすれば、一、二年おくれで処理されるようになるわけですが、ところが肝心の三十九年度末のこの数字というものが必ずしもやっぱり正確でなかった、鉱害処理がこの数字の範囲内では済み得ない、こういうことになりまして、新たな計画というものが必要になってくるわけでありまして、今回出されてる法案にいたしましても、迅速な鉱害処理体制、こういうことが目

標になっておるのでありますが、やはり肝心の鉱害調査というものが正確でありませんと計画も立たない。どういったいま残存鉱害の調査をやられておるのか。先般三十九年度末にやられた鉱害量の調査のどこに誤りがあったのか、そういう点についていまいち少しくお話をいただきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 小野先生御指摘の点は、私もまことにそのとおりだと思います。復旧事業を計画的に行なっていくというためには、前提をいたしまして残存鉱害量というものを正確に把握しておかなければいけないことは当然でございます。その上に立つて毎年度の予算をどの程度つけていくかということと相待ちまして、また片方、もう一つは当事者間の紛争のないように話を付けておくということ、この復旧事業をいたします、処理をする機関の能力というふうなもので、これらの総合から円滑な鉱害復旧の推進ということができるわけでございますが、いずれにいたしましても、そのもの、その鉱害量の把握というものがあつて、程度正確に行なわれていなければ計画の立てようもないし、予算の考へようもないということには御意見のとおりであります。現在、私どもはこの機構統合前の姿では四つの鉱害復旧事業団、この法律改正をおきめいただきますならば、発足いたします新しい事業団、この手によりましてこの調査をがっちりやってみようというところで考へておりますが、かなり広範かつむづかしい問題が含まれておりますので、時間的にはかなりの期間を要するのではなからうかと、こう考へております。今年度につきましても、鉱害復旧基本調査ということとそれぞれ予算措置を講じております。この予算と、いまの事業団の手によりまして、この鉱害量の把握を正確にやりたいというふうに考へておるわけでございます。

なほ、三十九年度調査による鉱害量では、先ほど申しました物価変動もございまして、正確に把握してはなかつたものもございまして、これと相当違った形のものでその調査の結果把握されることに相なるうというのが私どもの推定でございます。三十九年度のときの調査で、先生の御指摘に關して申しますならば、物価変動の面は、まさにその時点のズレで当然やらなければならぬ、その前に鉱害量そのものの把握に何か欠陥がなかつたか、こういう御指摘でございますが、主として申告に基づいての調査でございますので、少な目に出ていくという感じがあるかもしれないという気がいたすわけでございます。今回私どもがやろうとしております事業団による調査という点でございますが、これはある程度それらの弊害を消して、客観的なものがつかみ得るのではなからうかと考へる次第でございます。

○小野明君 前回は申告による調査であつた、それで多少食い違いがあつたのではないかと、十二億円という査定はあまりにも低きに過ぎるの、実際は二千億近くあるのではないかと、こういった話まで現地ではなされておるようでありまして、そういたしますと、物価の上昇その他も加味されておるといたしまして、あまりに開きが大きい。二千億が事実であると私申し上げるわけではありませんが、臨鉱法によりまして、復旧基本計画、これを立てます際にはやはり事業団の手によつてこういつたものがなされるようになっておるわけですね。基本計画を立てなければならぬ、こういうことになっておるんですが、その際事業団もやはりタッチをしておると思ふんですが、そういったことから考へますと、申告による違いというものがそれほど大きくなつてくるものかどうか、どうもその辺が私には理解しかねるところがあるのではありません。そうしますと、いままでの鉱害復旧事業団の基本計画というものは、まるでめくら判的な、申告されたものをそのまま基本計画にすえておる、こういうふうなことになるのではないかと、この気がするのですが、その点いかがですか。

○政府委員(中川理一郎君) 基本的に申し上げますと、先ほどお答えいたしましたように、三十九年

度末の調査による把握量よりも、今回調査を行な
うにせよという結果は、おそくこれを上回るもの
になるだろう、物価の上昇の分を除きましとも上
回るものになるだろうというふうには私もおも
うよを想像しておられます。ただし、それが非常
に大きなものであるかどうかという点に相なりま
す、得てして地元側で出てきます話といたしま
しては、鉱害と関係のないもの、あるいはほん
とに鉱害であるかもしれないもの、これらの認定
がはつきりしていないものについて、何らかの
ぐあいのあるものを一応鉱害によるものという
推定で入ってきておられるという状況がござい
まして、それらのものを全部合計いたしますと、
おそく相当大きなものになるだろう、その中
でほんとうの鉱害原因によってこの制度に乗
せて復旧すべきものであるかどうかという判定
は、またある程度違ってくることもこれは当然
のこととございまして、どのくらいの額になる
かということにつきましては、おそくいまの調
査作業を待たなければわからないというのが私
どもの感じではございまして、三十九年度の
調査よりも、対象そのものとして、物件その
ものとして大きなものが出てくるに違いない
だろうという予測はいたしております。

それから毎年鉱害復旧事業団がいたしてござ
います仕事のものになっております復旧基本計
画は、御承知のように毎年度の計画でございま
して、当然にそこでは復旧の緊要度を考えま
して順番をつけて、四十三年度にやるもの、
四十四年度にやるものというものをとおおよ
そのめどをつけて、そうして当該年度内にや
るものを計画として組んでおるといことが一
つございまして、それから当該年度内にやろ
うというためには、当事者間の合意が行なわ
れておるものでなければならぬ、これは処理
できない、紛争がある限りにおきましてはま
だ手がつかれない、こういう状況でございま
す、年度ごとの基本計画を策定する段階にお
きましては、以上申しましたことを考えま
してやっておりますので、残存鉱害が幾らあ
るかということ

とは全然無関係ではございせんけれども、そ
う主として緊急度の高いもの、それから当事
者の合意ができたものというものをから着
手していただきますこととしまして、特別の
ふぐあいはないものと考えております。

○小野明君 御説明によりまして、鉱害処理に
ついては一年ごとの計画しか立てていない
んだというふうな御説明でございました、そ
れではやはり問題があると思ひます。で、
昨年、五年間、五年間で処理をする、こ
ういう計画になつたんだと思ひますが、
そういう一年限りの仕事量をきめていく
ようなことではなくて、やはり残存鉱害を
計画的に処理をしていく、能率的に処理を
していくということがこの際必要であ
ろうかと思ひます。そこで、いまの残存
鉱害を幾らで押えるか、あるいはここ
数年間の中の物価上昇の大体見通しは
どうなのか、こういう点をおききする
ことは、いまおやりになっておる調査は
いつごろに完了するの、そしてその結
果処理は大体何年計画ぐらいにおやり
になるかと思ひます。そういう面でも、
調査の完了時期なりそれから何年計画、
いわゆる長期計画をどのようにお考え
なのか、お尋ねしておきます。

○大河原一君 それと関連してあわせて
答弁願ひます。これはもちろん鉱害復
旧という問題になれば、地元鉱害所在地
の問題ですから、その鉱害復旧の具
体的な対象物、対象というものは何と
あるか、それもあわせてひとつ御答
弁願ひたい。

○政府委員(中川理一郎君) 小野先生
のおっしゃいました点は、まことにその
とおりでございまして、私もそう考
えておりますが、何せ鉱害の調査と申
しますものは、当事者間によりまして
も非常に見解の相違が大幅にございま
すし、これを科学的な根拠のもとに反
映していくということにな

りまして、一つの物件をとりまして、
そう簡単にいかに仕事で、なかなか
やりにくい仕事でございまして、大
体の残存鉱害把握のための基本調
査の計画期間といたしましては、今
年度と来年度に完了をいたしたい
というのが、いま私どもの考えてお
ることでございまして、その上に
立ちまして正確な長期的な計画とい
うものをめどをつけたいと、こう考
えておりますが、先ほどお答えいた
しましたように、法律が時限的にな
つておりますので、この延長をも
含めて何年間にやっていくことに
するが、ということにつきましては、
むしろこの調査の段階におきま
して、おおよそのめどが出始めた
ときに考えるべきことではな
かろうかと。いま直ちに私ども
ちよつとお答えするだけの勇
気がないわけではござい
ますが、あまりそういうことに
口を引く引くという気持ち
でございまして、こゝでも
九十億円の事業規模とい
うことでございまして、こ
れを毎年何回かしかの
ペースでつづけていく
処理能力というものを
勘案いたしまして、出
ました調査結果との
間で復旧計画の期間
というものをきめて
まいりたい、こう思
うわけではござい
ます。

もう一つの御質問は、鉱害の対象物
でございまして、正確な数字は別に
いたしまして、金額的に復旧事業の
面から見て一番大きいのが御承知
のように農地でございまして、法律
面におけるこれの対
象物件といたしましては、いま申し
ました農地、それから農業用施設、
これはたとえばかんがい排水施設、
農業用道路、あるいは農地または
農作物の災害を防止するために必
要な施設というものが含まれた概
念でございまして、それから御承
知の家屋がございまして、それか
らもう一つの分類といたしまして
は、公共施設というものがござい
ます。これを鉱害復旧法のことは
使いますと、河川、海岸、砂防設
備、林地荒廃防止施設、道路、林
道、港湾、漁港、上水道及び下
水道、鉄道及び軌道、それから学
校並びに公用及び公共用建物、こ
ういふこととございまして、大
ざっぱにいいますと、農地、家屋、
公共施設、こういうふうに御理
解願ひたいと思ひます。

○小野明君 いずれにしてもこの六百
七十二億という数字では当ては
まらないというところが結果的に
予想されるのでありますが、先
ほど基本計画を諮問をされたよう
であります、その中には、もち
ろんこの鉱害復旧の問題について
も入っております、なかうか、
基本計画の諮問された事項で
す、特に鉱害問題についてはど
ういうふうな形で諮問されて
おるのか、あるいはこの復旧費
の算定について従来の方式が
あるようでありまして、この問
題についての検討というの
は、そういうところではなくて、
通産省自体としておやりになる
ものであるかどうかです。その
辺に甘さがあるから結局六百
七十二億でございまして、その
辺もあわせて基本計画と
復旧費の算定についての改善等、
こういうことをお尋ねしたい
と思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 御指摘
のように、通産大臣から先般石炭
鉱業審議会に、今後の石炭政策
はどうあるべきかという形で諮
問をいたしたわけでござい
ます。その際、諮問をいたした
動機と申します、趣旨と申しま
す、これを大臣から説明をいた
しますと同時に、事務局とい
う立場で私のほうから、事務
局で少くとも気のついてお
ります審議内容といひます、事
項と申します、事項は列記いた
しまして御審議の参考という
ことで提出をいたして、私が
説明をいたしております。当
然にここには、鉱害量の把握、
あるいは今後の鉱害処理の考
え方というものは審議を願
ひたいという気持ちをお
示しにいたして、石炭鉱業審
議会の中に幾つかの部会が
ございまして、その一つに
鉱害部会という部会がござ
いまして、この部会で、ひと
つ新たな石炭対策を考え
ます上での鉱害面の勉強とい
うものは当然にいたさな
ければならぬ、かように考
えておられるわけでござ
います。ただ今後の石炭
政策がどのようなもの
になるかということ

の審議会の審議検討の結果の答申を待たないと確定的なものではないわけでございます。先ほど来お話しのように、既発生の鉱害債務というものが相当な額に上っております。三十九年末時点でわかつておるものでもまだ相当なものが残されておる。新たな調査をやればもっと大きくなる可能性はかなりあると、こういうことでございます。石炭産業の安定、再建等というものを考えます上にとりまして、これらの鉱害債務というものが相当の資金経理上の負担となる事実はいないわけではございません、またこれを看過して当を得た対策が生まれるわけのものではないというふうには考えております。今後の石炭政策は、石炭産業の安定と再建を旨とするものでございますから、対策全体としてその目的を追求しなければならぬものでございます。いま申し上げましたような事情でございますので、その角度から鉱害問題についても検討したいという気持ちでございます。

○小野明君 若干この条文の中に入りたいと思えますけれども、地方鉱業協議会というのが非常に大きなウェイトを持つてくるようになってまいりました。これは今後の構成といえますか、そういったもの並びに運営上の配慮、こういったものについては一体どのようになるものか。新たに裁定委員会なども設けるようになっておるのです。従来と変わった運営がされるのですけれども、どういったことになるのですか。

○政府委員(中川理一郎君) 率直に申しまして、実はこの法律改正を考えた最初の気持ちからいいますと、この裁定制度にふさわしい裁定機関をつくりたいというのが私の原案と申しますか、もとの考え方でございます。また、かつて鉱業法の全面改正をいたそうといたそうにもそういう感じが出ておったのでございますが、改正法案を考へておりました段階で、いろいろ関係省庁との折衝を開始しました段階で、御理解いただけたと思ひますが、行政組織といろんな審議会式なものを絶対ふやさない、むしろ減らすのだという大き

な原則がございまして、そこでの調整をいろいろ苦慮いたしました結果、現在もございまして鉱業法を根拠として置かれております鉱業協議会を使えばよろしいではないかということに最終的には着して、いまだような案で御審議をお願いしておるということでございます。そういうものととの気持ちから申しますと、地方鉱業協議会の性格と私どもが期待しておる裁定の運営というものにおいては、全く一から十までびつたりという性格のものでないことは先生の御指摘のとおりでございます。これは私どもはやはり今度地方鉱業協議会にかような仕事を付加してお願いするという以上、人員につきましても、鉱害問題の処理に適当な方々というものをお入れするような、あるいは若干は差しかえになるかもしれないが、人選上の配慮は当然のこととして予定をいたしておるわけでございます。それからまた鉱害の裁定という趣旨、制度から申しまして、これにはどちらかといひますと、鉱害そのものについての学識経験をお持ちになる方を中心いたしますけれども、その中におきましても、被害者側のサイドという立場を十分に御理解を願つて、むしろその立場でものをおっしゃつていただける方々、あるいは逆に賠償義務者の立場に立つてお考え願う方、それと純粹の中立委員という、いままでの鉱害処理で一般的でございまして三者構成の形というものは、その地方鉱業協議会の運営に当たつても欠くことのできないものだ、さうに構成を考へていきたい、こう考へております。

○小野明君 その点はけっこうだと思ひますが、地域的な配慮というものはもちろんあるわけでしょうね。

○政府委員(中川理一郎君) これは当然でございます、またさらには地域と申しまして九州といふだけでもございませんで、たとえば福岡県にある物件の復旧問題、あるいは佐賀県にある問題といふものについて適当な知識をお持ちの方、経験をお持ちの方をそのケースごとに、いわば物件ごとに適当な仕組みというものも相なるべくは確

保していききたい、こう考へております。

○小野明君 次に、役員の問題についてお尋ねをしたいと思います。それで現行法によりまして、役員の欠格条項の中に「国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長」(二)として、「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)」、三に「政党的役員」、これは欠格の条項としてはつきりあげられておるわけですね。ところが、今回の改正では、そのうちの二号だけこれがあげられておつて、一号は欠けておるわけですね。ですから、大臣であろうと国会議員であろうと、地方公共団体の議員であろうと、だれでもこの新しい役員にはなれるようになつておるんですね。これは一体いかなる意図なのか、これをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 実は、これは今国会もさうでございます、この前の国会もそうでございますが、通産省の機関だけでなく、全政府機関の法律改正がございましたときに、役員の欠格条項につきましましては、統一にいまのスタイルにするという方針が四十年前から定まつておりました。実はほかの委員会でも、私ほかのところへ出ておつたのでございますが、中小企業関係の機関でいま小野先生と同じような御質問がございまして、実はそれは法制局——政府からの統一の処理なんだという説明をしておつたことを記憶しておりますが、私の場合も全く同じでございます、国会であつたかと思ひますのでございまして、こういう統一ルールを定めました理由は、あえて国会議員を政府機関の役員にするという意図ではないのだけれども、それは望ましいとは思つていないけれども、国会議員を欠格条項の中に入れるというのは行き過ぎであるという議論が昭和四十年ごろあつたのださうでございます、これは決議であつたのか何であつたのか、私理解はちよつとしておりませぬけれども、そのとき以来、全部その際一斉に直すということではなくて、改正の機会ごとにこのスタイルに改めるといふことを政府と

してきめたようでございます。趣旨といたしましては、そのような方を役員にしようという気持ちにはございませぬので、むしろさういった御意見を受けて統一的に法制局が処理しておることに従つたというだけで、特別の意図はない状況でございます。

○小野明君 これは私もほかの委員会でこういうふうな改正されたのを若干見たことがあるのですけれども、これはやっぱりのけていっているのは、現職の大臣が役員になったら、ひもつきで悪いことをするということにはつきりしているんですね、あるいはわれわれ野党が役員——従来からいへばならない、与党の人が役員になれば悪いことをすると言ひませぬけれども、やはりしやういふことになるわけですね、それでなくてもさういふふうに見られる。そうしますと、これはあなたに聞いてもちよつと無理があるかのように思ひますが、大臣でもおられればなんですが、これは次官にお尋ねしたほうがいいかと思ひますが、次官でも無理ですか。これはしないのだ、地方議会の議員も同様なんです、従来このういつた条項といふものは生きていたんだ、こういうふうな解釈をしてよろしいのですかね。

○政府委員(中川理一郎君) 運用と申しますか、適用としては趣旨とおりと私どもは考へております。

○小野明君 そうしますと、それではあらためて改正する必要はないと思ひますが、政党的役員というのやっぱりはずされておるわけですね。この点はあわせて同様の趣旨だと、こう解釈してよろしいのですか。

○政府委員(中川理一郎君) 鉱害という事柄の性質上、私この点も同じように考へたいと思ひます。

○小野明君 それから役員に対する配慮、修正案にもあつたやうであります、鉱業協議会の役員の配慮と同様に新しくできる事業団の役員構成に対する配慮、こういったものを最後に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 統合前の現在の基金、それから四つの鉱害復旧事業団、これの五つの機関の常勤役員は総数は十二人でございまして、今度の統合によりまして常勤七名、非常勤一名というところに縮小いたすわけでございまして、これはまあ機関統合によって能率を上げるという趣旨でございまして、せっかく統合する以上、統合のメリットとして、非常勤役員の数もある程度セーブをいたしたいということで考えたわけでございしますが、少なくなれば少なくなるほど、これらの役員の方々には鉱害復旧という問題に對しまして十分な識見をお持ちの方、あるいは経験をもちの方という方々で従来以上の能率を発揮していただくのが私どもの期待でございまして、そこで現在十二人いらっしゃるわけでございまして、今度お引き願う方も出てくるわけでございまして、新しい事業団の性格からいたしまして、まあ抽象的に申しますならば、鉱害問題に十分精通した人ということでございますが、当然にまたそれぞれの職務分担によりまして従来の基金の仕事、融資業務を中心とした基金の仕事に精通されている方と、それから復旧事業に精通されている方、大ざっぱに言うところの構成がまず必要である。それから復旧事業と申しまして、先ほど大河南先生の御質問に答えましたように、農地復旧が非常に大きなウェイトでございまして、農地復旧のエキスパートという方は欠くわけにはいきません。それから公共施設その他との関係あるいは地元市町村との関係というふうなことで、従来も地方自治体に縁の深かった方で非常勤役員をしていただいておりますわけでございます。そういう経歴、識見をお持ちの方という方は必ずわけにはいかぬ。こういって点をいろいろ勘案いたしまして、この人員の中で事業団の任務を遂行する上に適当な方々というものをとお選びいたしたい、かように考えております。

また鉱害がきわめて属地的な仕事でございまして、先ほど物件別には農地の復旧が一番大きいのだ、こういうことを申し上げましたが、地域的に申しますと、福岡県のウエイトが圧倒的に高いわけでございまして、しかも現地である程度処理をしていただく、あるいはある程度どこでなく大部分片づけていただくということではないかと実効が上がる。一々東京に来て、東京の本団のさしずとチェックを受けながら仕事をするということでは鉱害復旧というものの推進ができません。いわけでございまして、この七名の役員につきましても、そのうちのかたの方を少なくとも福岡県に、九州につきましては現地に常駐してもらうことを考えて、そこで処理ができる、場合によっては理事長権限も相当のところまで権限委譲をしてもらってそこで処理をしてもらう、こういう気持ちを持ってまいります。またそのような趣旨で、衆議院でも九州の鉱害復旧をほとんど一手で処理できる最終責任者というふうな意味合いも含めて、副理事長という修正をなすのでございまして、修正の動機、理由の中には、事務理事といたして、どっちかというところ、東京にしゃっちゅういなければならぬという観念が強いから、副理事長ならば理事長にかわって現地処理もできるという感触をお入れになったのだと思っております。

○小野明君 そういった九州特に福岡の鉱害というものがきわめて大きいために、そういった地域の事情を十分に反映ができる方を役員の中に入れていただきたいというのが質問の趣旨であります。またそのような答弁もありましたので了解をしたいと思います。地方鉱業協議会のメンバーともあわせまして、いま御答弁のような趣旨で役員の人選というものをお願いしておきたいと思うのであります。以上で私の質問を終わりたいと思います。

○大河原一夫君 この鉱害復旧の安全復旧といいますが、見通しはなかなか容易ではないということも大体わかるわけですが、しかし、だからと言っていつまでも見通しのないままに打っちゃっておいわけにいかないと思えますから、したがって、私はある程度の長期の見通しを立てて、いわゆる安全鉱害と言いますが、鉱害復旧のほうに向かわなければいかぬと思えます。そこで先ほど鉱害復旧の対象物件等についていろいろ述べましたが、また住宅にいたしまして、道路、河川等についても、いずれもこれは大きな問題ですが、しかしその中でも、これはもちろん地方の要請と言いますが、自治体等の要請等もあると思えますが、復旧にあたっての何らかの優先順位というふうなものも考えておられますか、どうですか。どういふものから先にこれは復旧しなければならぬという地元からの要請もあると思っております。

○政府委員(中川理一郎君) 私どものほうとしては、これに特別の優先順位をつけるということとは適当ではあるまいと考えておりますが、いままで予算要求をいたしました予算の中身から見ますと、公共施設につきましては大体要求額どおり大蔵もつけてきているというので実績でございまして、その比較からいたしますと、私有物件については必ずしも要求どおりではなかったというのを経験的にはございまして、どちらかと言いますと、やはり私有物件のいわゆる当事者間の話し合い、合意がなかなかつかぬという問題がございまして、それらの点もあろうかと思っておりますけれども、そして話のきまっただけに手をつけていくということもございまして、むしろほうっておくと言いますか、あと回しにするのとどのくらい当事者がお困りになるか、それから国として困るかというやはり緊要度のほうが先に立つのではなからうか、そこには公的なものと私的なものという区別は若干あるにせよ、むしろそれは基本的な差別の問題ではなくて、緊要度で考えていくのが鉱害復旧という意味からいって筋ではなからうかと、私はさように考えております。

○大河原一夫君 具体的には、これから農家はいわゆる植えつけ時期に入るわけですね、田植え時期に入るわけですね。この場合に農地、水田等、全国的にそういうところがあるかないか、実態を私は調べておりませんが、そういう水田等は非常に急を要する場合がありますね。ですから、そういうところはもちろん鉱害を受けた本人なり、自治体のほうからも強い要請があると思えますが、当然そういうところは早急に何よりか先に復旧に手を打つべきじゃないかと思ふんですが、そういう点は考えておられるわけですね、政府当局として。

○政府委員(中川理一郎君) いまおっしゃいましたようなことは当然のことでございます。ただ、復旧というところだけから考えますと、鉱害の安定という問題がございまして、採掘による影響ではございまして、沈下しつづつあるという経過段階と、もう落ちるところまで落ちてしまつて、そこで被害は確定したという状況と分けて考えますと、一回復旧事業をやりますと、またさらに手直しが必要ということとは避けたい。その間の調節として、たとえば年々賠償、その間に金銭賠償でやっていくという制度がございまして、そういうものとの仕組みを考えながら、金を考えながらなるべく被害者サイドに立つて、被害者の立場に立つて復旧をやっていくというのがいままでのやり方でございます。

○大河原一夫君 それから先ほど局長が四十四年に入つてもまだ鉱害復旧の処理はできないだろうというふうな見通しをされておられますけれども、現状でいけばまさに私はそのとおりだと思ふんですね。特にぼくが言いたいのは、今後さらに終閉山の鉱害ですか、特に終閉山によるところの無資力鉱害が増大するということも予想されますので、そういった意味では、やはり早くはある程度見通しをつけたが早急に復旧をしていかなければならぬと思ふんですが、そういう点は私は答弁は要りません。

それからいま一つは、これは関係があります。が、地方自治体の問題ですね、非常に九州のほうにもあるでしょうし、私のほうの常磐にも一部ありますが、結局無資力鉱害が今後出ることによって受ける自治体の負担ですね、この負担というものはやっぱり相当考えてやらなきゃならぬと思う

んですが、自治体に対する負担軽減の問題をどう考えていくかということも私は大事な問題じゃないかと思うんですが、これに対処する何かお考えがありましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 無資力鉱害の復旧に對しましての地方公共団体の負担分というのは、実はこの制度ができてから以来、この負担軽減を何らかの形でやるべきだという御意見が従来ずっとあったわけでございます。これからはまおつしやる閉山というようなことを考えますと、出てくる議論でございます。実はこれは四十年一度に一回負担軽減の措置をいたしまして、その後、格別のことはないのでございますけれども、われわれもできるならば負担軽減という角度での検討というものは絶えずやり、かつそういう話し合いというものを進めなきゃいかぬと、かようには考えております。

○大河原一孝君 特に中小炭鉱として存続しておつて、いまでも終閉山になり、これからまたそういうことが予想されるところがあります。相当さらに増大するわけですね。ですから自治団体の負担というものは容易なものではないと思うんです。ですからこれからは一その自治団体に對する負担軽減の点は特に配慮を願わなければならぬだろう、こういうことでございませう。

○政府委員(中川理一郎君) 御趣旨に沿った検討を続けてまいりたいと思ひます。

○阿部竹松君 さいぜんの小野委員の質問に関連してお尋ねしますが、前回お尋ねしたときも、石炭審議会の答申云々という御答弁がございましたが、まあ石炭政策で三回お願いした。しかし、なかなか石炭政策審議会の委員の皆さん方も、それは会長の植村さんはじめ円城寺さんにしても土屋さんにしても、からだが二つあつても三つあつても足らぬようなお仕事がたくさんあつて、重要な業務をやつていなくなるものですか、今度また石炭対策の根本対策を願ふといつて、これははたしてそういうことで済まされるか

どうか。ですから、これから審議会の内容、どういふことをやっておるかということをお伺ひしたいのですが、私はもう少し政府と石炭経営者、炭労の代表ぐらゐ集まつて、あまり審議会審議会といつてけたを預けぬで、みずからの力でひとつ根本的に石炭産業はどうあるべきかということを出したらいんじやないかという気がするんですけれども、あなたのはうはあなたのほうでこれは審議会、経営者は国にたよろうとする。そういうことではいつまでたつてもだめですよ。これは植村会長にいたしまして、わきいずる泉のようにはなかなか答えもまもらぬだろうというところでアドバランを上げてみれば、それをたたき合ひして皆さんが論議する、植村さんは何をしたいのかということでも植村さんのほうにがつりかみつくんで、植村さんいやは気がさしていいからわかないかと思ふ。まあ私は会つたことないからわからぬけれども、もう少し政府も——石炭経営者も国におぶさるのにはけつこうだけれども、あなたのほうで石炭産業はかくあるべきだというお考えはないのですか。われわれがここで言うところ、あなたたちは審議会の答申を待つてとすりとうるから、それ以上詰めてみてつもらぬので、本日の委員会はこれで終わりということでもやるけれども、その辺はどうなんですか、局長。

○政府委員(中川理一郎君) 阿部先生の御意見は私なりの理解かもしれませんが、非常にわからぬかと申しますか、お気持ちにはわかる気がするんですが、それは公式的にお答えをすれば、いまおっしゃいましたように審議会に諮問している状況なんです。だから答申を受けて考えるのだと、こゝろ言わざるを得ないことになります。おことば、お気持ち非常によくわかると同時に、少し口がすべりますと、今度は逆に審議会監視という声はね返ってくるわけでもございませうので、公式的にはいま申したようなことを申し上げるよりしようがない。ただし今回の審議会につきましては、過日開きまして諮問をいたしました総会におきまして

も、審議会の運営ということに關しましていろいろな角度で——必ずしもこれは阿部先生おっしゃるようなお気持ちとびつたり一致しているかどうかわかりませんが、従来の審議会の運営方式というものの対するいろいろな批判というものがいままでよりも非常につきり出たということは事実でございます。私はさういふ受け取つております。で、全体の委員の数が四十五名という審議会でございますので、どうしても中核になる方々を中心にして詰めてやらなくとも、具体的な結論が出てこないという性格がございませうので、少数メンバーによるいわば作業部会式なものの、検討部会式なものを中心にやつていくという従来の運営方式はそれは変えられなかつたと思ひますけれども、四十五人の方々が最初一べんお集まり願つて、諮問の趣旨を中心にした話を聞いて、極端に言うところ、一番おしまひの答申の文案ができたときに、いいも悪いも言わぬで、そこで了承という、そういうことになりがちな運営方式というところについての批判というものは相当ございませう。

そこで、私どものつもりといたしまして、その長い期間をかけるつもりでもございませうし、またあまり長い期間では、いまの石炭産業の状況からいって許されることになつておられない状況でございませう。その短かい期間内ではございませうけれども、一つ一つの考え方を整理して、何かしかの結論が出たならば、一つの事項について、そのいわば竹の節みたいな状況に応じて総合部会という形のところでは皆さんの意見を聞きながら固めていくという形の運営をいたしたい、かように考えているというところを当日も申し上げたわけでございまして、経営者、労働組合という方々の御意見なり知恵なりというものは、むしろ私が常時そういう方々と話をし、いまの審議会の中核になる方々に誤りなくその意見を伝えておくという裏の努力をすると同時に、審議会の運営形式が必ずしも、そういう節々において、そういう方々が必ずしも構成メンバーになつていない総合部会というところでも一つの考え方というものを一つずつ固め

ていくという形式をとりたいというので私の気持ちでございます。ただ残念ながら、経営者と申しまして、大手と中小では考え方は必ずしも一致はいたしていませんし、大手の中でもまたいろいろな議論がある。それから労働者の中でも、組合の系統によりましてやはりかなり基本的な面においての見解の相違があるという状況でございますので、これらの方々と私と一緒にございませう、これはなかなか適当でないわけでございますが、それぞれの方と私はできるだけの接触を保ち、あるいは意見が合わないけれども、あるいは審議会の先生方の見解も申し述べ、あるいは審議会の先生方の見解を解説し、それぞれの方々のまた御意見を審議会の先生方にも反映させるといふ努力は、従来にも増してひとつ試みてみたいと思つてゐるのが気持ちでございます。

○阿部竹松君 まあ局長のお立場で審議会の批判も、速記録に載るからでございませうし、われわれ国会議員としても、出席もあまりよくないし、本会議も三分の一しか来ないという状況でございます。審議会の諸先生方が朝から来ぬからといって、これはけしからぬといつてこゝで批判もできなかつたと思ふのですが、仄聞するところによれば、おたくのほうでは、これは通産省のほうで依頼するわけでしょう、大臣のあれで。しかし常時半数出ない、こういうことを私は聞いています。ですから参考までに出席率を、会議とそのメンバーを書いて、その参考資料として次回の委員会までに出していただきたいということ、それからもう一つ局長に言いたいことは、これは大臣に申し上げるつもりでしたが、おいでになりますので局長に申し上げることにするのですが、もう少し政府が強力な力を持つて御指導なさつたらいいのではないかと思ふのです。一例をあげるら、八幡と富士と一緒に、これはまあ昔一緒にあったから合併しやすいかもしれませんが、あるいは金持ち同士だから結婚しやすいかもしれませんが、それは八幡ばかりじゃなくて、三菱

と日本製鋼と合併とか、あるいは「いすゞ」と三菱と合併とか、大企業は金持ちけんかせず、りこであるから合併するのが手取り早いかもしれませぬけれどもね。いまだで国の金を使っている点においては炭鉱もその種の産業よりは多く金を出しているのだから、通産省はもう少し強引な力で、行政指導せよという事は私も思いませんし、そういうことは申し上げませんけれども、もう少し真剣になつてはくは石炭経営者に行政指導の面で働きかけるべきである、そうでなければ、あの小さいのがたくさんあつて——半月ほど前に労働組合の代表が政府の代表、通産大臣とお会いして、抜本策が出るまで山はつぶしませんとまで言うたかどうか知りませんが、そのように努力しますと、こういうお話をなさつたのでしよう。それは局長がお立ち合いになつておるはずだ。ところが、そういうお約束をなさつた半月間に、九州においては共同石炭とかあるは大辻炭鉱がもう閉山のやむなきに至つておるわけだ。いくら通産省の大臣室で組合の代表、経営者の代表、皆さん方と話し合つても、さういふ川原です。もう少し局長、ひとつ勇を持つてやる方法はないのですかな。これはとてもためです。あなたのような抜本策あるいは審議会の答申を待つて、これは歯に衣を着せないで申し上げると、これから審議会がいよいよ植村案とか三社案とか一社案とかから始まるでしょう。これは七月か八月までかかりますよ。参議院選挙で国会議員のやかましのが全部おらぬから、いまのうちに案を出してしまふといふことで粗製乱造してしまふはそれまでですが、私の推測では、これは参議院選挙後の臨時会には間に合はぬから、あるいは毎年開かれる十月末、十一月の補正にはかかるだろうと以前の委員会のあの答弁では大体察知できるわけだ、椎名さんの話の裏をたどると、そうすると、来年の通常会でいまごろ同じことを論議し、結論を出さなければならぬといふことになるわけですよ。それじゃ全然仏つて現入れずです。私の見通しが当たらなければこれは幸いですがね。いま

までそういう道を何回もたどつてきたのです。ですから八幡と富士とやつたように強引にやりなさいとか、あるいは公正取引委員会と正面衝突してまでやりなさいといふようなことは言えぬでしようけれども、もう少しあなた国の金を皆さん方が代弁して応援しておるわけですから、やはりその分を国にお返しをするような方法を講じてもらなければ困るのです。それは少しくらい犠牲は出るかもしれませんが。犠牲出てもやむを得ないのじゃないですか。石炭局長さんの御答弁といふか、石炭局長がこう言つたから、この次けしからぬなどというスケールの小さいことは申し上げませんけれどもね、その点どうですか。きょうは大臣がおらぬからあなた言ひやすいでしょう、大臣がおると困るけれども。

○政府委員(中川理一郎君) 実はこの間石炭鉱業審議会で総会を開きまして、諮問をいたしました。あと、きょうの午前を含めまして二回政策懇談会メンバーによる労使との意見交換をやつたわけでございますが、いずれもメンバーの方々は、それは一、二人の欠席はございますけれども、大多数の方々が御出席になつて、時間を超過しても審議をしていただくという状況でございました。きょう私一時にぎりぎりに参りましたのも、十二時までの予定だったところを一時まで議論をしていただいたと、こういう状況でございまして、植村会長もお忙しい体で、石炭問題については私のお願いした時間は必ずさいていただくというくらいにいま取り組み方でございます。審議会の先生方は、いずれも意見の相違はございますけれども、熱心かつ真剣に取り組んでおられるということを申し添えておきたいと思ひます。

な、通産省がもう少ししつかりして、こういう意見でございしますが、これはまあいろいろな意味での非力さに対する御指摘だと思ひますが、ありがたくおしかりを受けて、ひとつ私なりに先生の御趣旨に合ったように努力をいたしてみたいと思つております。今回の問題は、とにかく何か形とていさをつくればよろしいというようなこ

とではなくて、先生方御承知のような深刻な状況の中で、先の石炭政策というものを求めようといふのでございます。私は会長自身、世上流布されておりましたように、経団連の会長をお引き受けになると審議会の会長をおやめになるのじゃないかという意見もございました。私の承知しているところでは、植村さんに非常に近い方で、好意的な立場で植村さんの立場になつて、あなたは経団連の会長におなりになるのだから、ちょうど石炭鉱業審議会の会長をお引きになる理由とタイミングが十分合うのだから、あれはあなたがやりなつても決してあとではめられることはなくて、泥をかぶらなければならぬのだから、お引きになつたらどうかと、いろいろな方からアドバイスがあつたといふことを私は承知しておりますが、会長と何回もお会いして、人生上の信条の問題として、いまだで数回失敗をしてきた石炭政策というものを今回だけは最後までやつてみたいといふお気持ちで会長は取り組んでおられるわけですよ。私はその意味からいつても、会長や審議会の先生方だけに迷惑をかけて、私どもはのうとするというわけにもいきません。私自身相当あちこちから非難を受けましても、石炭の将来のために言うべきことは言ひ、考えるべきことは考えたといふかように考えております。まあ力がございせんので、おしかりを受けることがしつちゅう出てくると思ひますが、ひとつ御指導をいただきたいと思つております。

長詳しいから、九十億でどれだけできるのか、どれだけあそごが平らになるかといふことを聞きたいのだが、それはあとで聞くことにして、これは九十億でもつて、なるほどこれは膨大な金ですよ。しかし、あのとにかく筑豊に九十億の金を持つていつて、貝島炭鉱分ともう半分ぐらいよその分ができるぐらいで、ここへ金を持つてくるぐらいなら、ほかのほうへ埋め立てるほうがたんぼが多くできるわけですよ。それから大辻とか、俗に言う日吉炭鉱、あそこにも鉱害があるわけですよ。あれは賃金さえ月賦返済といふことで取りましたね。そうしますと、あの分の鉱害はこれは明年度分かどうか、これはまさか何石炭局長が頭がよくても、予算組むときは去年の十二月ですから、去年から大辻炭鉱、日吉炭鉱がなくなるとは考えたわけでないでしょう。ですから、そういうことでこれは別に具体的にたたみかけるわけじゃないのだが、もう少し掘り下げて、あなた大臣と経営者とやつたらどうなんでしょうか。これが一緒になるように、三菱と三井と一緒にになりなさい、一千億の肩がわりもだめですよ、六百億の特別会計もこれはぶつた切りますよ、それぐらい言わなければびつくりしませんよ。と私は思うのだがね、いかがですか。

○政府委員(中川理一郎君) 企業側の大勢についての考え方が、あるいは今度の石炭対策というものの対処します気持ちといふようなものが、まだまだ甘いんじゃないかといふ御指摘はそのとおりだと思ひます。きょうも実は午前中、審議会の首脳スタッフと経営者の間で、いまの阿部先生のよりきつような意見等が出てまいりました。またさまたちと、そのそれぞれのこの問題の理解のしかたの違いがあると申しますか、こういうものがまだ相当あるという感じは私もいま受けてきたところでございます。これはひとつ私どもも申ししますし、審議会の先生方も相当きついな話をきょうなされておる状況でございますので、いまの御趣旨を受けてひとつ努力いたしてみたいと思ひます。

このような答えてひとつ御かんべん願いたいと思
います。

○政府委員(中川理一郎君) 石炭労働者の賃金に

つきまして、ただいま中労委の調停を労使とも依
頼をいたしまして、中労委の調停委員のところで
いま双方からの事情聴取をなさっておる状況でござ
います。ということは、再建整備計画の中に組
まれました大手については年率七割の人員費や、
それからその中で、先ほど阿部委員がおっしゃ
いましたいわゆる管理炭鉱については三・五割と
いうことで組んであったわけですが、それが三・
五割までの線での回答はいたした上で話がつか
ないで調停に持ち込まれたと、こういう経緯で
ございますので、これはどういふ調停が出ますか、
それに双方で従うかどうかという問題が残されて
おるのでございまして、したがって調停にゆだね
ました以上、七割以上のものは絶対出せない、あ
るいは三・五割以上のものは絶対出せないとい
うことであります、調停に持ち込むこと自身が矛
盾をいたして行くわけでございます。できればそ
うしてもらいたいという気持ちはあるけれども、これ
だけのものを一歩も譲れないという気持ちではな
い、逆に調停に持ち込めないゆえんのもものではな
かるかと考えます。経営者といえども、いまの
線以外の調停が出たときという態度をとるかとい
うことについてはまだ未決定であると、こう言
わざるを得ないじゃないかと思ひます。なお、役
所の立場から申しますと、賃金の問題は労使間で
きめるべき事柄でございます。それは石炭産業の
上に非常に政策依存度が強く、結局賃金のきめ
方いかんによつても、またツケが政府のほうに
回つてきかねる産業は、必ずしも一般の産業の場
合と同じだというように実質的にはいえないと思
ひますけれども、賃金決定というものの性格から
いいますと、これはやはり労使間できめるべきも
のだと私は考えております。したがって、いまわれ
われがどういふアップ率がよろしいのかというよ
うなことを通産省として申し上げるのは適当でな
いと思ひます。また、事実どの辺がいいのかとい
うことにつきましても、私もは実際の資金調達
その他の面からいいますと、現行賃金だつて払え
ないおそれのあるものが山ほどある状況でござ
いますので、これについてとやかく言う気持ちはこ
ざいません。ただ、国がいままでやりました政策
の経緯から見まして、いわゆる管理会社の賃金
アップの率というものは、そうでない会社の賃金
アップの率に対して低くあつてはしいと、あるべ
きではなからうかというものは、これはやはり私
はそうだろうと思ひます。そのことは直ちに三・
五割を要する意思なしということではないと思ひ
ますけれども、格差があつてもやむを得ない、む
しろ政策の経緯からいってあるべきではなからう
かというものが私どもの考え方でございます。それ
はなぜかと申しますと、あの再建会社に対する処
理というものは、いろんな金融協定その他で金融
機関その他の譲歩を得てつくつた計画でございま
すから、金融機関等に譲歩を求めながら労働者も
経営者も何らの譲歩をしないということはあり得
ない、世間的には許されないことではなからう
か、かように考えておるわけでございます。

○阿部竹松君 ところが局長大事なこと、高く
あつてはならないと、安くあつてほしいと、そん
なべらばうな話あります。あるいはそれは炭鉱
の従業員が高い賃金をもらつておればこれは別で
すよ。特に管理炭鉱の従業員でボーナスでも大体
二万円か二万五千円です、坑内に入つてです
ね。ですから、それはあなたのうな方針だつた
ら、これは労働省でないからいいわけですが、そ
んなむちやくちやなこととにかか産業政策成り
立ちますか。やはり高賃金払つてやります、その
かわり能率上げて石炭出せという話なら、その金
をどこから出すかということが必要なんだから、
その点については、あなた方はやはり九億円とつ
たり、産炭地振興で三十億も四十億も出した
り、それはその金を石炭産業のいんしんのため
に使いなさい。

それから熊谷政務次官に申し上げたことは、こ
れはことは予算が成立してしまつたからだめで
しょう。しかし、希望として来年本策出してきた
ときに一緒に、せめてこの種の仕事をなさつてい
る方々に対しては、石炭のために使えといつた特
別会計から使うことになし、国の一般会計から
——終生つとめておるわけですから、石炭の対
策が必要でなくればその人たちが企部首切のわけ
じゃないでしよう。だからこれにたかつて、さな
がら三百億全部使つたと見せかけて中身が半分
だつたといふことではないようにお願いしたいと
いうことで希望申し上げておるのですから、私は
どうも言ひませんというふうなことは困るの
です。石炭融資はぜひ予算編成期では最大の努力
をしてもらいたいと思ひます。

それから局長もう少し。あなたの言う話はこ
う理解していいわけですか。労使双方が交渉して
おる、中労委の事務局長のところに持ち込んだ問題
であるから私のほうでは干渉しません。しかし国
でやはり財政を使用しておるわけですから、関心
は持つております。しかし、あちらさんで出され
ることについては政府では干渉しません。こうい
うことですか。

直接的に、自分はやつてもいいのだけれども、通
産省がやかましいから、ということをやうとすれ
ば、それは間違ひでございます。それからそう
じゃなくて、賃金としてはもう少し高いものを
払つてやりたいのだけれども、払う手がない、そ
れからそれを財政に持ち込もうとしても、通産省
は必ずしもうんと言わないうであらうからといふこ
とでございまして、それは間違ひでもなから
うかと思ひます。

○阿部竹松君 いろいろこととすよ、中川局長さ
んね、ぼくの言うのは、中労委にいま行つておる
わけですね。しかし、中労委は石炭経営者、労働
者あるいはあらゆるところを呼んで、やはり結論
を出すまではそれぞれ諮問し、検討なさると思
う。その過程においてはあなたのところにも、石
炭産業には国が腐心しておるということを十分理
解しているために、あなたのほうにも全然連絡な
しに、御意見も聞かんで、結論を労使双方の話だ
け聞いて出すとは思つていないので、あなたの話
も聞くでしよう、大臣の話も。その場合に、あな
たは白紙の立場でしかたう言うてゐる。

○政府委員(中川理一郎君) 実は、すでに中労委
の調停委員には会長を含めて私も呼びを受けてま
して、過日一べん会つております。そのとき私は
いまと同じような態度で出ておりました。要する
に、賃金については通産省が意見を言うべきでは
ない、そうしていま置かれてゐる石炭産業の状況
その他、あるいは将来、あるいは当面置かれてお
る資金繰りというふうなことにつきましては、る
御説明をいたしました。ただ、もし高い賃金
がきまつて、それを支払えるかどうかというよう
な観点で経理の内容なり何なりを、これは当然の
ことですが御質問がございまして、それらの点に
ついてはお答えをいたしております。それで、そ
う高いものを出すと、中には遅欠配を起す会社
も出てくるかもしれぬし、無理に払えば、あるい
はそこで倒産のうき日にもあつても出てこないとい
ふ保証はないという客観的な情勢としての御説

明はいたしております。

○委員長(光村基助君) 他に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月二十五日)

一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第十九条中「基金」を「事業団」に、「理事二人以内」を「専務理事一人、理事四人以内」に、「監事一人」を「監事二人以内」に改める。

第二十条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「基金」を「事業団」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長」を「理事長及び専務理事」に、「基金」を「事業団」に、「理事長」を「理事長及び専務理事」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「基金」を「事業団」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 専務理事は、事業団を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第二十一条第二項中「理事」を「専務理事及び理事」に改める。

第二十三条第一項中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることのできない者」に改め、同条第二項中「理事が前条各号の一」を「専務理事又は理事が前条の規定により役員となることのできない者」に改める。

第二十六条中「基金」を「事業団」に、「理事長と」を「理事長又は専務理事」とに、「理事長は」を「理事長及び専務理事」に改める。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業国有法案(衆)

一、日本石炭公社法案(衆)

石炭鉱業国有法案

石炭鉱業国有法案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 石炭鉱業の国有(第二条・第三条)

とができない者」に改める。

第二十四条第二項中「理事」を「専務理事若しくは理事」に改める。

第二十六条中「基金」を「事業団」に、「理事長と」を「理事長又は専務理事」とに、「理事長は」を「理事長及び専務理事」に改める。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業国有法案(衆)

一、日本石炭公社法案(衆)

石炭鉱業国有法案

石炭鉱業国有法案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 石炭鉱業の国有(第二条・第三条)

第三章 石炭需給計画(第四条)

第四章 石炭審議会(第五条・第十一条)

第五章 石炭鉱業等の買取等(第十二条・第二十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、石炭がわが国における重要なエネルギー資源であつて、エネルギーの将来にわたる安定的供給を確保するうえに重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭の掘採及び取得の権能並びにその輸入の権能を国に専属させることにより、その計画的かつ合理的な生産及び供給を確保し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 石炭鉱業の国有

(国の権能)

第二条 まだ掘採されない石炭について、これを掘採し、及び取得する権能並びに石炭を輸入する権能は、国に専属する。

(国の権能)

第三条 前条の規定により国に専属する権能及びこれに伴う必要な事項は、日本石炭公社に行なわせる。

2 前項の日本石炭公社(以下「公社」という。)については、別に法律で定める。

第三章 石炭需給計画

(国の権能の実施)

第三条 前条の規定により国に専属する権能及びこれに伴う必要な事項は、日本石炭公社に行なわせる。

2 前項の日本石炭公社(以下「公社」という。)については、別に法律で定める。

第四章 石炭審議会

(設置)

第五条 通商産業省に、石炭審議会を置く。

第六章 石炭需給計画

(権限)

第六条 石炭審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を通商産業大臣に建議することができる。

第七章 石炭需給計画

(権限)

第七条 審議会は、委員十二人で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員会を置くことができる。

第八条 委員及び専門委員は、公社を代表する者、公社の職員を代表する者、石炭の需要者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第九条 委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(省令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 石炭鉱業等の買取等

(買取)

第十二条 この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日の午前零時において次の各号に掲げる者が現に有する当該各号に掲げるものは、その時において国が買取する。

一 石炭鉱業(その附帯事業を含む。以下同じ。)を営んでいる者(次号に掲げる者を除く。)にあっては、その者の事業

二 石炭鉱業を営んでいる者であつて石炭鉱業以外の事業で政令で定める一定規模以上のものを兼営しているものにあつては、当該石炭鉱業

(権利及び義務の承継)

第十三条 前条の規定による買取の時において次の各号に掲げる者が現に有する当該各号に掲げる権利及び義務は、当該買取の時において国が承継する。

一 前条第一号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

二 前条第二号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

三 前条第三号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

四 前条第四号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

五 前条第五号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

六 前条第六号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

七 前条第七号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

八 前条第八号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

九 前条第九号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十 前条第十号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十一 前条第十一号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十二 前条第十二号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十三 前条第十三号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十四 前条第十四号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十五 前条第十五号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十六 前条第十六号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十七 前条第十七号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十八 前条第十八号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

十九 前条第十九号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

二十 前条第二十号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務

二 前条第二号に掲げる者にあつては、当該石炭鉱業に係る一切の権利及び義務

2 前項の規定により国が承継した権利及び義務は、その時において公社に承継されるものとする。

(買収価額)

第十四条 買収価額は、次に掲げる基準によつて算定するものとする。

一 第十二条第一号に掲げる者のうちその者の発行する株式が証券取引所に上場されているものの事業にあつては、政令で定める日前一定の期間における当該株式の証券取引所における平均取引価格にその者の発行済み株式の総数を乗じて得た額

二 第十二条第一号に掲げる者であつて前号に掲げる者以外のものの事業にあつては、当該事業に属する資産の価額の合計額から当該事業に属する負債の価額の合計額を控除した額

三 第十二条第二号に掲げる者の石炭鉱業にあつては、当該石炭鉱業に属する資産の価額の合計額から当該石炭鉱業に属する負債の価額の合計額を控除した額

(鉱業権等の消滅)

第十五条 この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日の午前零時において石炭鉱業を営んでいない者が現に有する石炭を目的とする鉱業権（以下単に「鉱業権」という。）又は石炭を目的とする租鉱権（以下単に「租鉱権」という。）は、その時において消滅する。この場合において、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十条及び第八十五条の規定は、適用しない。

2 国は、前項の規定による鉱業権又は租鉱権の消滅によつて生じた損失を当該鉱業権又は租鉱権を有していた者に対し補償するものとする。

3 前項の規定により補償すべき損失は、当該鉱業権又は租鉱権の消滅によつて通常生ずべき損失とする。

失とする。

(石炭鉱業評価審査会)

第十六条 第十四条の規定による買収価額及び前条第二項の規定による補償金額は、臨時に通商産業省に置く石炭鉱業評価審査会（以下「審査会」という。）が決定する。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(訴訟)

第十七条 前条第一項の規定により決定された買収価額又は補償金額に不服のある者は、訴えをもつて、その増額を請求することができる。ただし、その決定のあったことを知った日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(国債証券の交付)

第十八条 買収代価及び補償金は、二十年内に償還すべき国債証券をもつて交付する。この場合において、百円未満の端数を生じたときは、これを額面金額百円とする。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債証券を発行することができる。

3 前二項の規定により交付する国債証券の交付価額は、時価を参酌して大蔵大臣が定める。

4 第二項の規定により発行する国債証券に関し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

(買収等に関する事務の委任)

第十九条 第十二条の規定による買収及び第十五条第二項の規定による補償についての調査その他これらの規定による買収及び補償に関する事務は、政令で定めるところにより、公社に行なわせるものとする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、第十二条の規定による買収及び第十五条第二項の規定による補償に関する手続その他その買収及び補償の実施について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三百億円の見込みである。

日本石炭公社法案

日本石炭公社法

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 経営委員会（第九条—第十八条）

第三章 役員及び職員（第十九条—第二十八条）

第四章 財務及び会計（第二十九条—第六十六条）

第五章 監督（第六十七条—第六十八条）

第六章 雑則（第六十九条—第七十一条）

第七章 罰則（第七十二条—第七十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本石炭公社は、石炭鉱業国有法（昭和四十三年法律第 号）に基づき、石炭の計画的かつ合理的な生産及び供給を遂行することにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本石炭公社（以下「公社」という。）は、法人とする。

(業務)

第三条 公社は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 石炭を掘採し、及び取得すること。
二 石炭の輸入を行なうこと。

三 石炭を販売すること。

四 未開発炭田を開発すること。

五 前各号の業務に関連する業務

2 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、輸入業者に対し、前項第二号に掲げる業務を委託することができる。

3 公社は、第一項第五号に掲げる業務を行なうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、その業務に直接関連し、かつ、その業務の運営に必要な事業に投資することができる。

(事務所)

第四条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、従たる事務所として、支社を置く。

3 支社の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道支社	札幌市		
常磐支社	いわき市		
九州支社	福岡市		

(資本金)

第五条 公社の資本金は、二百億円とし、政府が全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。

3 公社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 公社でない者は、その名称中に日本石炭

公社という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公社に準用する。

第二章 経営委員会

(設置)

第九条 公社に、経営委員会を置く。

(権限)

第十条 経営委員会は、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2 次の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、事業計画及び資金計画
- 二 決算
- 三 長期借入金及び短期借入金の借入れ並びに石炭債券の発行
- 四 長期借入金及び石炭債券の償還計画
- 五 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

3 経営委員会は、必要と認める事項について、監事に監査を命ずることができる。

(組織)

第十一条 経営委員会は、委員十人及び職務上当然就任する特別委員(以下単に「特別委員」という。)二人をもって組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任命)

第十二条 委員は、学識経験のある者及び労働者を代表する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、

内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後の最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。

3 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く。)又は地方公共団体の議会の議員
- 二 政党の役員
- 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 五 公社の役員又は職員

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の罷免)

第十四条 内閣は、第十二条第二項後段の両議院の事後の承認を得られないとき、又は委員が同条第三項各号の一に該当するに至ったときは、その委員を罷免しなければならない。

第十五条 内閣は、委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員が委員たるに適しないと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十六条 委員は、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるほか、その勤務の日数に応じ相当の報酬を受けることができる。

(議決の方法)

第十七条 経営委員会は、委員長又は第十一条第四項に規定する委員長を代理する者及び六人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(公務員たる性質)

第十八条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員の範囲)

第十九条 公社に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以上十人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 総裁及び副総裁は、第十一条第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、公社の業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。

(役員任命及び任期)

第二十一条 総裁及び副総裁は、経営委員会の同意を得て、内閣が任命する。

2 前項の同意は、第十七条の規定にかかわらず、

ず、委員八人以上の多数による議決によることを要する。

3 理事は、総裁が任命する。

4 監事は、経営委員会が任命する。

5 総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とし、監事の任期は、三年とする。

6 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十二条 第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の罷免)

第二十三条 内閣は、総裁又は副総裁が第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当するに至ったときは、これを罷免しなければならない。

2 総裁は、理事が第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当するに至ったときは、これを罷免しなければならない。

3 経営委員会は、監事が第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当するに至ったときは、これを罷免しなければならない。

第二十四条 内閣は、総裁又は副総裁が第十五条各号の一に該当するときは、その他総裁又は副総裁が総裁又は副総裁たるに適しないと認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、理事が第十五条各号の一に該当するときは、その他理事が理事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

4 経営委員会は、監事が第十五条各号の一に該当するときは、その他監事が監事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

(役員兼職禁止)

第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役

員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十六条 公社と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、監事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十七条 総裁は、副総裁、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(準用規定)

第二十八条 第十八条の規定は、役員及び職員に準用する。

第四章 財務及び会計

(総則)

第二十九条 公社の財務及び会計に関しては、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第三十条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(経理原則)

第三十一条 公社の財務及び会計に関しては、財産の増減及び異動をその発生事実に基づいて経理するものとする。

(予算の弾力性)

第三十二条 公社の予算には、その事業を企業的に経営することができるように、需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に臨むことができる弾力性を与えるものとする。

(予算の作成及び提出)

第三十三条 公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により予算の提

出を受けたときは、大蔵大臣と協議して必要な調整を行ない、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添付書類を附するものとする。

(予算の内容)

第三十四条 公社の予算は、予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為とする。

(予算総則)

第三十五条 予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に関する総括的規定(予算に与えられる第三十二条に規定する弾力性の範囲を定める規定を含む。)を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第三十九条第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第四十五条第二項の規定による経費の指定

三 第四十六条第一項ただし書の規定による経費の指定

四 長期借入金、短期借入金及び石炭債券の限度額

五 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第三十六条 収入支出予算は、勘定の別に区分し、勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

(予備費)

第三十七条 公社は、予見し難い予算の不足に充てるため、公社の予算に予備費を計上することができる。

(継続費)

第三十八条 公社は、工事又は製造であつて、その完成に数事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、その議決するところに従い、数事業年度にわたつて支出することができる。

(債務負担行為)

第三十九条 公社は、法律に基づくもの又は支出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、債務負担行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するもののほか、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務負担行為をすることができ

るために必要な補正予算を国会に提出しなければならない。ただし、協定締結の日から起算して十日を経過した日に国会が閉会中であり、若しくは衆議院が解散されているとき、又は提出した補正予算が会期中に議決に至らなかった場合において閉会中もなお審査することに決した場合は、次の国会召集後五日以内に、これを提出しなければならない。

2 公社は、前項の協定を締結したときは、ただちに、その協定を実施するために必要な補正予算を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、労働委員会の仲裁裁定が公社の予算上不可能な資金の支出を内容とする場合について準用する。

(暫定予算)

第四十条 公社の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第四十一条 政府は、公社の予算が成立したときは、ただちに、その旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、ただちに、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(補正予算)

第四十二条 公社は、予算作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による補正予算に準用する。

(予算の流用)

第四十三条 公社は、予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三十六条の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

(予算の繰越)

第四十四条 公社は、予算で指定する経費の金額については、通商産業大臣の承認を受けなければ、前項ただし書の規定によりこれを他に流用することができない。

(予算の繰越)

第四十五条 公社は、予算の実施上特に必要であ

るために必要な補正予算を国会に提出しなければならない。ただし、協定締結の日から起算して十日を経過した日に国会が閉会中であり、若しくは衆議院が解散されているとき、又は提出した補正予算が会期中に議決に至らなかった場合において閉会中もなお審査することに決した場合は、次の国会召集後五日以内に、これを提出しなければならない。

2 公社は、前項の協定を締結したときは、ただちに、その協定を実施するために必要な補正予算を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、労働委員会の仲裁裁定が公社の予算上不可能な資金の支出を内容とする場合について準用する。

(暫定予算)

第四十六条 公社は、必要に応じて、一事業年度のうち一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。

(暫定予算)

第四十七条 第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

(暫定予算)

第四十八条 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとみなす。

(予算の流用)

第四十九条 公社は、予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三十六条の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、通商産業大臣の承認を受けなければ、前項ただし書の規定によりこれを他に流用することができない。

(予算の繰越)

第五十条 公社は、予算の実施上特に必要であ

(予算の繰越)

るために必要な補正予算を国会に提出しなければならない。ただし、協定締結の日から起算して十日を経過した日に国会が閉会中であり、若しくは衆議院が解散されているとき、又は提出した補正予算が会期中に議決に至らなかった場合において閉会中もなお審査することに決した場合は、次の国会召集後五日以内に、これを提出しなければならない。

(暫定予算)

第五十一条 公社は、必要に応じて、一事業年度のうち一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。

(暫定予算)

第五十二条 第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

るときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

3 公社は、前二項の規定による繰越しをしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、通商産業大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第四十七条 公社は、国会の議決を経た予算に基づいて、四半期ごとに資金計画を定め、通商産業大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができない限度を、通商産業大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基づいて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第四十八条 公社は、政令で定めるところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を、毎月、通商産業大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第四十九条 公社は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日までに完結しなければならない。

第五十条 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を附して、これを決算完了後二箇月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により通商産業大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十一条 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、当該報告書に関する監事の意見を附し、かつ、前条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第五十二条 内閣は、前条第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十三条 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び石炭債券)

第五十四条 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石炭債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金、短期借入金及び石炭債券の限度額については、予算をもって国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定により公社が発行する石炭債券の債権者は、公社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、石炭債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、石炭債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条 公社は、国会の議決を経た長期借入金又は石炭債券の限度額のうち、当該事業年度において借入れ又は発行をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、支出予算の繰越額及び前事業年度から持ち越した未払金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は石炭債券を発行することができる。

(債務保証)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公社の長期借入金又は石炭債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く)について保証することができる。

(政府からの貸付け等)

第五十七条 政府は、公社に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は石炭債券の引受けをすることができる。

(国庫余裕金の一時使用)

第五十八条 政府は、前条の短期の資金の貸付けに代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(償還計画)

第五十九条 公社は、毎事業年度、長期借入金及び石炭債券の償還計画をたて、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(現金の取扱い)

第六十条 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。ただし、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(財産の処分の制限)

第六十一条 公社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき

きは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(会計職員)

第六十二条 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に關し、総裁により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支払の請求に關し、総裁により現金の出納をする職員として任命された者(以下「現金出納職員」という。)は、現金の支払及び受領に關し、総裁により物品の出納をする職員として任命された者は、物品の引渡し及び受領に關し、それぞれ総裁を代理する。

第六十三条 総裁は、現金出納職員が、善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金を亡失し、公社に損害を与えたとき、又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、公社の物品の管理に關する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他公社に損害を与えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた職員は、その責めを免がれるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求めることができる。ただし、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が同項の職員に弁償の責めがないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金をただちに還付しなければならない。

(会計規程)

第六十四条 公社は、その会計に關し、この法律及びこの法律に基づく政令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公社の事業の企業的な経営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、通商産業大臣の認可を

受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、ただちに、これを通商産業大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(役員等の基準)

第六十五条 公社は、その役員に対して支給する給与及び退職手当の基準を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計検査)

第六十六条 公社の会計については、会計検査院が検査する。

第五章 監督

(監督者)

第六十七条 公社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

(命令及び報告)

第六十八条 通商産業大臣は、第一条に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、公社に対し監督上必要な命令をすることができ、

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に關する報告を徴することができる。

第六章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第六十九条 通商産業大臣は、第三条第三項及び第四項、第五十四条第一項、第三項ただし書及び第七項並びに第六十一条の認可並びに第五十九条の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第七十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(実施規定)

第七十一条 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第七十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第三条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

三 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

四 第六十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第六十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十三条 第七条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、石炭鉱業国有法の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(退職手当)

第二条 この法律の施行の際現に石炭鉱業を営んでいる者(以下この条において「旧会社等」という。)に雇用されている者で、石炭鉱業国有法第十三条の規定により公社の職員となつたものは、旧会社等から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができる。

2 前項の公社の職員となつた者の旧会社等における在職期間は、その者が公社から受ける退職

手当の計算については、公社における在職期間とみなす。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、二百億円の見込みである。

昭和四十三年五月十六日印刷

昭和四十三年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局